

実施方針に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	実施方針	2	第1	1	(6)	占有者	1) 占有者(西日本電信電話)と記載がありますが、要求水準書 資料1 用語の定義(7) 既存ストックでは、「占有者が所有する管路・マンホール(電力、通信、上水道、下水道)等の既存施設をいう」と記載されています。占有者には電力、通信、上下水道事業者等も含むと理解して宜しいでしょうか。	一般的に「占有者」には、電力、通信、上下水道事業者等も含まれますが、特定事業において、四国地方整備局が実施する計画である「占有者が所有する既存ストックを活用した計画」を指す場合には、「占有者」は西日本電信電話株式会社を指します。
2	実施方針	2	第1	1	(6)	既存ストック	1) 既存ストックの位置、規模、占有者等の資料は、公表されるのでしょうか。	閲覧資料「平成28年度 松山管内電線共同溝設計業務」をご参照下さい。
3	実施方針	2	第1	1	(6)1)	特定事業の概要	占有者(西日本電信電話株式会社)が所有する管路・マンホール等の既存施設を活用する場合、既存施設はいつの時点で譲渡されるのでしょうか。また、譲渡契約については四国地方整備局と西日本電信電話株式会社間で行われ、本事業の業務内容とは別という理解でよろしいでしょうか。	前段: 既存施設については、工事業務(本体工事)着手前までに、国において、占有者から所有権を取得する予定です。 後段: 既存ストックの取得に係る契約については、国と占有者間で直接契約する予定です。
4	実施方針	2	第1	1	(6)	既存ストック	1) 既存ストックを活用しない提案を行う場合は、当該既存ストックはどの様な扱いとなるかご教示いただけないでしょうか。	既存ストックを活用しない場合は、通常の占有物件と同じ扱いになります。 なお、既存ストックについては、道路管理者及び既存ストック所有者と協議の上、取扱いを決定することとなります。
5	実施方針	3	第1	1	(7)	事業方式	「既存ストックを活用する提案が選定された場合、四国地方整備局は、当該既存ストックの所有権について、工事業務の着手までに既存占有者から所有権を取得するための協議を行う。」と記載がありますが、これは本体工事着手までに譲渡契約が完了するという理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
6	実施方針	3	第1	1	(9)	事業スケジュール	本施設の完成・引渡しは平成34年3月頃となっていますが、この期日より早めて完成・引渡しを行う提案は可能でしょうか。	本施設の完成・引渡し時期を早める提案は可能です。
7	実施方針	3	第1	1	(8)(9)	事業期間・事業スケジュール	事業契約の締結が平成30年3月頃の予定であり、本事業の事業期間が契約の締結から15年間の予定ということは、事業完了は平成45年3月末となるのではないのでしょうか。	事業完了は、原案通り、平成44年3月末となります。
8	実施方針	3	第1	1	(9)	事業スケジュール	維持管理業務は、本施設の完成・引渡し後から行うものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
9	実施方針	3	第1	1	(9)	事業スケジュール	本施設の完成・引渡しが平成34年3月頃となっていますが、整備期間を約4年とした理由をご教示願います。	整備期間については、過去の実績より算定しています。
10	実施方針	3	第1	1	(9)	事業スケジュール	本施設の完成・引渡しが平成34年3月頃と記載されていますが、これまでの電線共同溝整備工事の実績等を考慮すると工期設定が厳しいように思われます。工期設定の基本的な考え方をお示し頂けませんでしょうか。	No.9の回答をご参照ください。
11	実施方針	3	第1	1	(8)(9)	事業期間・事業スケジュール	工期設定が厳しい中で、施設の完成・引渡しが延伸した場合、維持管理業務期間が短縮するのでしょうか。若しくは事業完了時期も延伸するとの理解でよろしいでしょうか。	施設の完成・引渡しが延伸した場合は、維持管理業務期間が短縮される予定です。
12	実施方針	3	第1	1	(10)	民間事業者への支払い	①整備業務に係る対価は、割賦方式により支払うとありますが、支払方法の詳細は入札公告時に示される、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	実施方針	3	第1	1	(10)	民間事業者への支払い	施設の所有権移転が、事業者の提案により早期となる場合には、①整備業務に係る対価の受領時期も早まり、所有移転後から受領できるとの理解で宜しいでしょうか。	本施設の完成・引渡し時期を早める提案は可能ですが、全体の事業期間の短縮は想定していません。対価の支払いは、平成34年度から開始、平成43年度完了で固定です。
14	実施方針	5	第2	2		民間事業者の選定方法	民間事業者の選定方法の詳細は、入札公告時に詳細を示すと記載されていますが、落札者選定の評価基準や様式が示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	実施方針	7	第2	5	(1)	応募者の構成	②構成員が、応募期間(参加表明の受付～事業契約書の締結)に、公共工事に係る舗装工事を対象とした営業停止処分を受けた場合、当該公共工事請負契約の締結は行えませんが、本事業は請負契約でなくPFI事業契約であるので、本事業への応募行為は禁止されている営業行為に該当しないとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。

実施方針に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
16	実施方針	7	第2	5	(1)③	応募者の構成	③において、SPCを設立しない場合の規定がありますが、SPCを設立しない場合、事業契約の契約主体は、代表企業1社という理解でよろしいでしょうか。また、この場合、代表企業から業務を受託し又は請負うことを予定する者のうち、構成員・協力企業の区分は、応募グループで任意で定めるという理解でよろしいでしょうか。	前段:ご理解のとおりです。 後段:構成員・協力企業の区分は任意で定めて頂きますが、応募時に区分及び業務内容を明確にしてください。
17	実施方針	7	第2	5	(1)	応募者の構成	④SPCへの出資は、構成員以外でも出資可能となっておりますが、出資者については、どのような要件が求められるのでしょうか。	構成員以外の出資者について、資格要件に制約はありません。
18	実施方針	7	第2	5	(1)	応募者の構成	⑤協力企業の「業務」は、「第1. 1(6) 2)に掲げる業務」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	実施方針	7	第2	5	(1)	応募者の構成	⑥第1. 1(6) 2)に掲げられていない業務(例えば、プロジェクトマネジメント業務等)を実施する「その他企業」が代表企業、構成員、協力企業となることは可能でしょうか。可能な場合、どのような参加資格要件が必要でしょうか。	「その他企業」が「第1.1(6)②に関連する業務を行う者」として代表企業、構成員、協力企業として参加可能です。この場合の「その他企業」の参加資格要件は、「第2.5(2)応募者共通の参加資格要件」となります。
20	実施方針	7	第2	5	(1)	応募者の構成	ファイナンシャルアドバイザー、弁護士、税理士、監査法人、保険代理店など落札後に受託を予定する者は、参加表明書及び参加表明資格申請書類を提出しなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。	質問に掲げられているものは、提出不要です。
21	実施方針	9	第2	5	(2)②	応募者共通の参加資格要件	PFI法(平成11年法律第117号)第9条では「(地方公共団体の議会の議決)第9条 地方公共団体は、特定事業に係る契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない」となっていますが、この規定に該当しない者という要件はどのように解釈すればよろしいでしょうか。	ご質問のPFI法第9条は(地方公共団体の議会の決議)ではなく(欠格事由)になります。

実施方針に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
22	実施方針	9	第2	5	(3)	設計企業の参加資格要件	「代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第1.1(6)2)①に掲げる設計業務を実施する者(以下「設計企業」という。)は次の①から④までの要件を満たさなければならない」と記載がありますが、この解釈については、代表企業、構成企業又は協力企業で構成されるグループが①から④までの要件を満たしていれば良いという考え方でよろしいでしょうか。または、代表企業、構成企業、協力企業のいずれか1社(設計を担当する企業)が①から④までの全て要件を満たさなければならないという考え方でよろしいでしょうか。	設計業務を1社で実施する場合は、1社が①～④の全ての要件を満たす必要があります。設計業務を複数の企業で実施する場合には、①～④までのすべての要件を満たす企業が少なくとも1社含まれている必要があります。
23	実施方針	12	第2	5	(4)②	工事企業の参加資格要件	②において、同種工事の要件で「車線減少を伴う交通規制を実施した実績」と記載がありますが、「片側交互通行を伴う交通規制を実施した実績」は「車線減少」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	実施方針	12	第2	5	(4)③イ	工事企業の参加資格要件	「平成14年4月1日以降に、元請として同種工事(上記②に掲げる工事)の経験を有する者であること」と記載がありますが、該当発注者から委託され、受託した同種工事を施工した実績でもよろしいでしょうか。	同種工事の施工実績については、発注者から直接受注した社の実績を求めます。発注方法は問いませんので、受委託の契約でも構いません。
25	実施方針	13	第2	5	(4)④イ	工事企業の参加資格要件	「当該工程の実績とは、既存ストック所有者の設備工事又は、既存ストック所有者と類似設備の工事实績。」と記載がありますが、既存ストック所有者と類似設備の工事实績とは、どのようなものを想定されていますでしょうか。	電線共同溝・情報BOX・IRNなどの設備工事を想定しています。
26	実施方針	13	第2	5	(5)②	工事監理企業の参加資格要件	「平成14年4月1日以降に元請として、同種工事の工事監督を支援した実績を有すること。」と記載がありますが、該当発注者から委託され、受託した同種工事を施工した実績でもよろしいでしょうか。	No.24の回答をご参照ください。

実施方針に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
27	実施方針	13	第2	5	(6)	維持管理企業の参加資格要件	「代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第1.1(6)2)③に掲げる維持管理業務を実施する者(以下「維持管理企業」という。)は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。」と記載がありますが、代表企業、構成企業又は協力企業で構成されるグループが①から③までの要件を満たしていれば良いという考え方でよろしいでしょうか。または、点検・補修業務及び台帳作成・管理業務までを、ひとつの企業が担当する場合、代表企業、構成企業、協力企業のいずれか1社が①から③までの要件を満たさなければならないという考え方でよろしいでしょうか。	維持管理業務を1社で実施する場合は、①～③の全ての要件を満たす必要があります。維持管理業務を複数の企業で実施する場合には、①及び②を満たす点検業務を実施する企業、及び③を満たす補修業務を実施する企業が含まれている必要があります。
28	実施方針	13	第2	5	(6)②	維持管理業務の参加資格要件	道路構造物保守点検業務の実績とは、電線共同溝、CAB、情報BOX等の道路附属物の保守点検業務の実績は含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	実施方針	14	第2	5	(6)③	維持管理企業の参加資格要件	「「アスファルト舗装工事」に係る「A等級」又は「B等級」若しくは「維持修繕」に認定されている者であること。」と記載されています。これは「第1.1(6)2)③アの点検・補修業務」にアスファルト舗装補修等も含まれるという理解でよろしいのでしょうか。含まれる場合は代表企業、構成企業、協力企業いずれかが有していればよろしいのでしょうか。	前段:ご理解のとおりです。 後段:ご理解のとおりです。
30	実施方針	16	第3	2	(3)②	業務の履行の検査等	維持管理業務の検査の項目に記載されている「各支払期」について、維持管理業務に係る対価支払は各年度末との理解でよろしいのでしょうか。	入札公告時に示します。
31	実施方針	17	第4	2	—	本施設の計画に関する事項	「連系・引込管路については、既存占有者との調整により、構成に含めることができる。」と記載がありますが、構成とは何を意味するのでしょうか。本特定事業の業務内容に含めることができるという理解でよろしいのでしょうか。	連系・引込管路については、既存占有者との調整により、本事業の業務内容に含めることができます。
32	実施方針	17	第4	2	—	本施設の計画に関する事項	要求水準書(案)P.19 3(3)2)より、「地上機器は、トランスを照明柱に共架するソフト地中化タイプを基本とすること。」と記載がありますが、トランス柱については道路付属物として電線共同溝等に含まれるのでしょうか。また、トランス柱の資産区分及び費用負担の考え方についてご教示願います。	前段:トランス柱は道路付属物として電線共同溝等に含まれます。 後段:国の所有、国の費用負担とします。

実施方針に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
33	実施方針	18	第4	2	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「電線共同溝の整備にあたり解体撤去する施設、復旧・移設する施設は次のとおりである。」の記載がありますが、詳細な協議や設計が出来ていない段階で一定条件が示されないと、入札等に際して工事費用の算出が不可能と考えます。入札公告時に一定条件が示されるのでしょうか。または、条件変更による場合については、設計変更の対象であるという理解でよろしいのでしょうか。	一定の条件等については、入札公告時に示します。また、条件が変更になった場合は、双方協議の上、設計変更が出来るものとします。
34	実施方針	18	第4	2	(2)①	解体撤去・復旧・移設対象施設	解体撤去対象施設にガス・水道等は含まれないのでしょうか。	解体撤去対象施設にガス・水道は含まれませんが、既存支障施設として見込んでいます。
35	別紙4	28			2	リスク分担表	番号2「国は事業者に遅延利息を支払う。」と記載がありますが、どのようなものを想定されているのでしょうか。	当該年度の予算成立が遅延した場合を想定しています。
36	別紙4	29			13.14	リスク分担表	番号13・14の説明に「増加費用又は損害について、当該年度の維持管理・運営費の1%相当額までを事業者が負担し、」と記載がありますが、不可抗力により生じる費用等は国の負担を要望しますがいかがでしょうか。また、「当該年度の維持管理・運営費の1%相当額まで事業者が負担」する考え方をご教示願います。	内閣府の「PFI事業契約の条項例(案)」でも示されていますが、公共工事標準約款第29条第4項において請負代金額の100分の1を請負者が負担することとしており、これに準じた考え方としたものです。
37	別紙4	29			16	リスク分担表	番号16 要求水準変更リスクについて「法令の変更又は新設、税率の変更、技術革新等による、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は・・・」と記載がありますが、記載の事象が生じた場合は、事業契約額の変更(減額)となると理解いたしますが、このような場合は国と事業者にて協議のうえという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	別紙4	29			17	リスク分担表	番号17 国が許認可を取得する必要とは、どのようなものを想定されているのでしょうか。	道路法に基づく許可を想定しています。

実施方針に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
39	別紙4	30			20	リスク分担表	番号20 住民運動に関するリスクについて「無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」は、国と事業者の双方が負担することとなっておりますが、事業の円滑な推進に事業者は全面的に協力すべきですが、導入段階では事業者のリスクコントロールは不可能であるため、事業者の費用負担等は該当しないと考えますがいかがでしょうか。	要求水準書(案)第2.4.設計業務に係る調整業務(2)事業説明、地元・関係者機関調整等における、地域住民及び地権者からの同意取得等において事業者が行うべき業務範囲内を想定しています。
40	別紙4	31			34	リスク分担表	番号34「与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの」の負担者は国と記載がありますが、処理期間が長期間となる場合において、不測に発生する間接工事費等の増加についてはどのようにお考えでしょうか。例えば、遺跡等の埋蔵文化財が出土し、当該地域の教育委員会による埋蔵文化財調査が必要となった場合、工事一時中止により増加する間接工事費等を想定しております。	地中障害物の処理期間が長期となる場合や、埋蔵文化財調査が必要となった場合時の、工事一時中止により増加する間接工事費の増加は国負担とします。
41	別紙4	31			34	リスク分担表	番号34 引き渡し遅延リスクにて与条件として示される地中障害物にはどのようなものを想定されているのでしょうか。また与条件はいつ示されるのでしょうか。	入札公告時に示します。
42	別紙4	31			40	リスク分担表	番号40 第三者への損害リスク「国の帰責事由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害」の説明に「ただし、保険によりてん補された部分を除く。」と記載がありますが、事業者はどの範囲のリスクまでを想定し保険料を負担すべきでしょうか。基本的な考え方をご教示願います。	入札公告時に示します。
43	別紙4	31			44	リスク分担表	番号44 物価上昇リスクの説明に「著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合」と記載がありますが、「著しく、急激な変動」とはどの程度でしょうか。また、何らかの指標(建設費指標や物価指標等)に基づいて物価上昇を判定されるのでしょうか。	入札公告時に示します。

実施方針に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
44	別紙4	31			44	リスク分担表	番号44 物価上昇リスクの説明に「国と協議できる。」と記載がありますが、「ただし、特殊な要因又は予期することのできない特別な事情」の場合は、国の負担という理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
45	別紙4	32			55	リスク分担表	番号55 物価上昇リスクの説明に「一定の条件を満たす場合」と記載がありますが、一定の条件とは、どのようなことかご教示願います。	入札公告時に示します。
46	別紙4	33			60	リスク分担表	番号60 契約解除リスク 不可抗力に起因する契約解除 の説明に「国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。」と記載がありますが、不可抗力の場合は、国の負担という理解でよろしいでしょうか。また、不可抗力であっても、それぞれが応分に負担する理由を含めて、ご教示願います。	入札公告時に示します。
47	別紙4	33			61	リスク分担表	番号61 契約解除リスク 法令変更に起因する契約解除 の説明に「国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する」と記載がありますが、法令変更は事業者がコントロールできるものではないため、国の負担という理解でよろしいでしょうか。また、それぞれが応分に負担する理由を含めてご教示願います。	入札公告時に示します。